

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
徳島空港土木施設維持修繕工事(令和7年4月～5月) 令和7年4月1日～令和7年5月31日 舗装工事	石井 靖男 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前3-1-41	令和7年4月1日	大東興業(株) 徳島県板野郡松茂町豊岡字芦田鶴113-6	3480001005303	緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	6,435,000円	6,270,000円	97.4%		
高知空港事務所新庁舎新築工事(その2) 令和7年4月1日～令和8年8月29日 建築工事	石井 靖男 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前3-1-41	令和7年4月1日	(株)小竹組 香川県高松市福岡町4-28-30	8470001001521	本工事は、工期内の施工完了が困難となったことから、令和6年度で施工可能な範囲で工事を打ち切り、残工事については新たに契約(後工事)を結び施工を行うこととしたものである。後工事について、別の業者が施工を行った場合に、責任範囲が不明確となるため、一貫した施工が必要であることなどから、本契約については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第4号に基づき左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,586,200,000円	1,585,100,000円	99.9%		
大分空港自動化トラクタ車庫外1棟新築工事(その2) 令和7年4月1日～令和7年7月11日 建築工事	石井 靖男 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前3-1-41	令和7年4月1日	(株)野田産業 大分県国東市安岐町塩屋291-3	4320001008304	本工事は、工期内の施工完了が困難となったことから、令和6年度で施工可能な範囲で工事を打ち切り、残工事については新たに契約(後工事)を結び施工を行うこととしたものである。後工事について、別の業者が施工を行った場合に、責任範囲が不明確となるため、一貫した施工が必要であることなどから、本契約については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第4号に基づき左記相手方と随意契約を締結したものである。	65,988,000円	65,956,000円	100.0%		
石見空港庁舎無線機器室空調設備工事 令和7年4月25日～令和7年9月30日 管工事	石井 靖男 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前3-1-41	令和7年4月25日	(有)藤田設備 兵庫県姫路市飾磨区今在家1013番地8	4140002033096	競争に付しても入札者がなかったため、予算決算及び会計令第99条の2により随意契約を締結したものである。	33,451,000円	32,925,200円	98.4%		
対馬空港庁舎無線機器室外1力所空調設備工事 令和7年4月8日～令和7年11月14日 管工事	石井 靖男 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前3-1-41	令和7年4月8日	(株)中原建設 長崎県対馬市峰町吉田186-1	3310001010807	競争に付しても入札者がなかったため、予算決算及び会計令第99条の2により随意契約を締結したものである。	29,832,000円	28,600,000円	95.9%		

松山空港ケーブル切換その他工事 令和7年4月8日～令和7年7月14日 電気通信工事	石井 靖男 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前3－1－41	令和7年4月8日	(株)村上電業社 大阪府豊中市庄内幸町4－2 3－2	2120901025874	緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	10,146,520円	10,120,000円	99.7%		
大分空港自動化トラクタ車庫外1棟新築 工事監理業務(その2) 令和7年4月1日～令和7年7月25日 その他の業種	石井 靖男 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前3－1－41	令和7年4月1日	(株)荒木総合計画事務所 福岡県久留米市通町10－4	8290001075988	本業務の対象工事は、工期内の施工完了が困難となったことから、令和6年度で施工可能な範囲で工事を打ち切り、残工事については新たに契約(後工事)を結び施工を行うこととした。そのため、工事監理業務についても、新たに契約を行う必要があるが、前工事監理業務において後工事部分の施工計画書や材料承諾等の書類確認の大半を済ませている状況であるため、本業務を別業者が行った場合は、責任の範囲が不明確となることから、本契約については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第4号に基づき左記相手方と随意契約を締結したものである。	2,464,000円	2,442,000円	99.1%		

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(注) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。